

裁 決 書

審査請求人 ○○○○○○○○
○○○○

処 分 庁 恩納村長

審査請求人が令和元年9月27日に提起した処分庁による建築許可を求める申請への不作為に対する審査請求（令和元年第1号。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事 案 の 概 要

- 1 審査請求人は、令和元年9月10日、「恩納村環境保全条例に基づき恩納○○○番地における建築許可」を求める申請をした。
- 2 処分庁は、令和元年9月27日時点においても処分を行わなかった。

審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人
処分を行わないことは、村長の不作為である。
- 2 処分庁
本件申請に対し、処分を行っていないのは、当該地における土地利用に係る申請が重複していたため、双方から事実確認及び意見を徴するのに時間を要したためである。

理 由

処分庁は、令和元年10月28日付けで、双方から事実確認及び意見を徴する協議を終えたとし、同日付で文書にて処分を行った。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であるから、法第49条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年11月11日

審査庁 恩納村長 長浜 善巳

(教示欄)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に恩納村を被告として（訴訟において恩納村を代表する者は恩納村長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に恩納村を被告として（訴訟において恩納村を代表する者は恩納村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。